

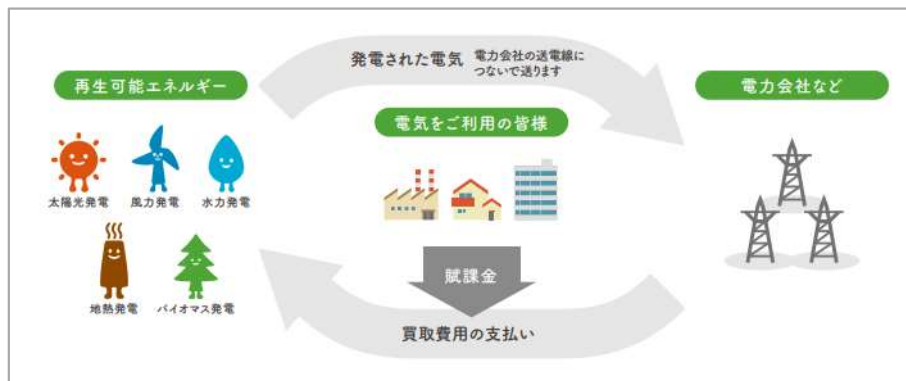
## 固定価格買取制度（FIT制度）

固定価格買取制度（FIT制度）は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買取することを義務付ける制度です。

地球規模の温暖化抑制のため、低炭素社会の実現をめざし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)が施行され、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff）制度」が、2012年7月に開始されました。このFIT制度は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買取することを国が約束する制度です。電力会社が買取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使用し、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる事業者が対象であり、発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。

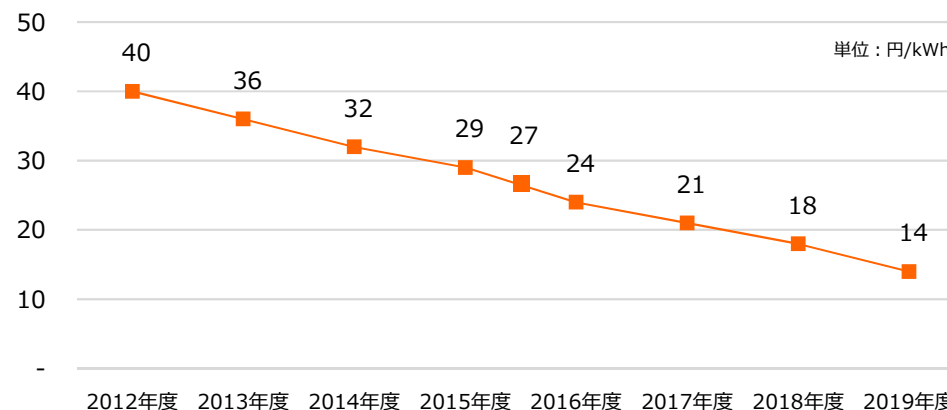
- 太陽光発電：太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステムです。
- 地熱発電：地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電するシステムです。
- 風力発電：風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて発電するシステムです。
- 水力発電：水の容積と高低差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーで水車を回して発電するシステムです。
- バイオマス発電：動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電するシステムです。

### FIT制度の仕組み



出典：経済産業省資源エネルギー庁『再生可能エネルギー 固定価格買取制度ガイドブック』

### 太陽光発電の買取価格推移（10kW以上・消費税別）



なお、調達価格や調達期間は、電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定しています。

各電源の買取価格は、経済産業省のWebサイトをご覧ください。



買取価格・期間等（2018年度以降）

Ctrlキーを押しながら画像をクリックしてください。